

ては解雇豫告をなさず且つ全員解雇を發表したる會社側の措置に憤慨し同夜會社事務所にて籠城して對策を協議したるところ次の要求事項を決議し翌十三日より罷業に入つたのである。

十一、要求事項

- 1、未拂給料全額即時支給並に従業員積立金の支拂
 - 2、若くば解雇を取消し従來通從業せしむること
- (備考)

未拂給料額、本年二月以降 八〇〇圓

積立金

四二〇圓

十二、争議經過

六月十三日勞資双方會見交渉したるところ従業員側は前項千二百余圓を要求し會社側は未拂給料を十日分乃至十五日分の支給を主張して兩者の間に著しき相違あり、解決至難

を見越した従業員側は松本治一郎氏(水平社中央執行委員長)に依頼せんとし事難や、險惡を告げんとしたので所轄前原警察署長は勞資双方を招致して警告を發し解決を促した結果、福岡自動車新聞編輯人田村正三郎氏の調停に依り六月十五日左記覺書を交換して解決せり

十三、解決條件

覺書

- 1、糸島自動車株式會社は昭和八年六月十二日以前の關係社員左記署名者に對しては金五百圓を給料として支拂ひ殘余金は本會社が支拂能力を有するに至りたる時本會社の意思に依り支拂ふものとす
- 2、左記署名者は糸島聯合自動車株式會社に對し惡意の行爲は一切之を爲さざること
- 3、糸島聯合自動車株式會社は昭和八年六月十二日以後に於